

平成 26 年 4 月から…

産前産後休業期間中の健康保険料が免除になります

産前産後休業期間〔産前 42 日(多胎妊娠の場合は 98 日)、産後 56 日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間〕の健康保険料が、事業主からの申し出により免除されます。また他の制度も新設されますので併せてご案内致します。

◇ 健康保険料の免除

対象者

平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方

免除期間

産前産後休業開始月から、終了予定日の翌日の月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は、産前産後休業終了月）まで

手続き

事業主が「産前産後休業取得者申出書」を提出

留意事項

産前産後休業期間を変更した時または、終了予定月の前日までに終了した時は、事業主が「産前産後休業取得者変更（終了）届」を提出して下さい

◇ 産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

対象者

平成 26 年 4 月 1 日以降に産前産後休業が終了となる方（ただし、引き続き育児休業を開始する方は除く）

条件

産前産後休業終了後に報酬が下がった場合、産前産後休業終了後の 3 ヶ月間の報酬額を基に新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定

手続き

被保険者が事業主経由で「産前産後休業終了時報酬月額変更届」を提出

留意事項

産前産後休業終了後の 3 ヶ月間の報酬額で決定しますが、支払基礎日数が 17 日以上で、1 等級以上の差が生じた場合に月額変更します